

厚生だより

2024

11

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和6年(2024年)11月1日号



お知らせします

- (P1)** 一般財団法人化10周年記念事業
職員互助会利用補助券の使用をお忘れなく!!
- (P4)** 総合文化祭開催
- (P6)** 年末調整のための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の送付
- (P6)** 職員共済組合組合会議員の改選について
- (P7)** 積立年金保険制度 退職時の取扱い
- (P8)** 職員互助会グループ保険・総合医療保険
配当のお知らせ
- (P9)** 職員共済組合で貸付を行っています
- (P10)** 貸付金交付後の事後手続
- (P11)** 遺族厚生年金

募集します

- (P2~4)** 互助会招待事業 参加希望者募集!!
(バスケットボール・広響・演劇等)

ベネフィット・ステーションからのお知らせ

- (P5)** 健康増進・リフレッシュ補助券
「人間ドック実施医療機関」でも利用できます!

健康・相談

- (P12)** 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- (P12)** 定期健康診断の再検査を受けましょう
- (P13)** マイナ保険証について
- (P14)** マイナンバーカードの新規申請について
- (P14)** 給付金等の振込先口座(登録済口座)をご確認ください【お願い】
- (P15~16)** ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- (P18)** 笑顔でヘルシーダイヤル(電話健康相談)等



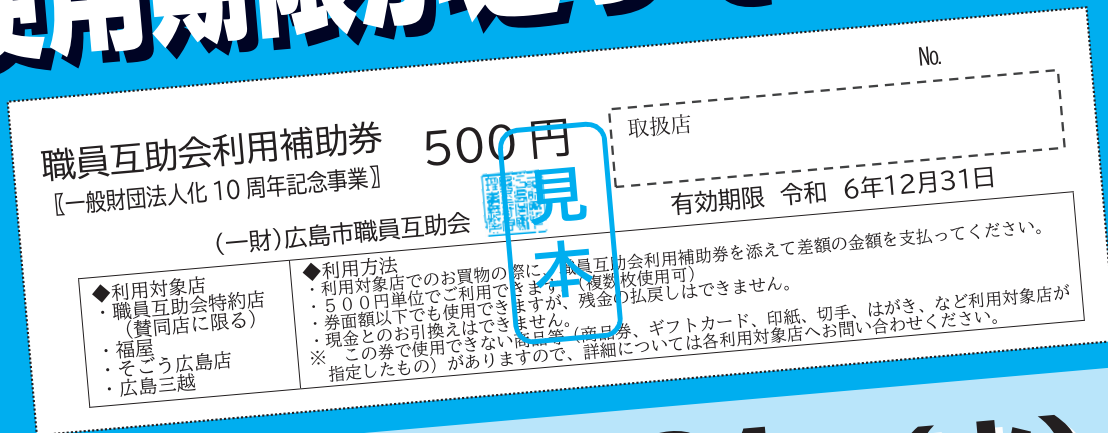
一般財団法人化10周年記念事業
職員互助会利用補助券の使用をお忘れなく!!

互助会

☎01-2353・2354・2356・2358
☎504-2063

令和6年3月に配付しました、一般財団法人化10周年記念事業に伴う『職員互助会利用補助券』は使用期限があります。期限後の使用はできません。

職員互助会利用補助券 使用期限が迫っています!



使用期限
2024年

12月31日(火)

までにご使用ください

【配付額】

一人当たり 2,500円 (500円券5枚綴り)



厚生だより4月号

使用期限迫る!!

残り **2か月**

券の色は

きいろだよ!



厚生だより4月号で特約店や百貨店の利用可能店舗を確認して利用をお願いします。9ページから10ページに掲載されてます。

互助会招待事業

(バスケットボール・広響・演劇等)

参加希望者募集!!

互助会

☎ 81-2354
☎ 504-2063
FAX 245-8337



NEW

プロバスケットボール!! IN 広島サンプラザホール

募集内容 (下記の中から1つだけ選んでください)

※スケジュールは変更になる場合があります。

試合No.	開催日	ティップオフ	対戦カード	募集人数	負担金
1	1月10日(金)	19:05(予定)	長崎ヴェルカ	各61人	指定席 (1階席ベンチ向かいサイド) 1枚につき1,500円
2	1月11日(土)	15:05(予定)			

申込期限 11月15日(金) 17:00必着

当選者には11月22日頃に通知書を発送します。通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、入場券と引き換えてください。なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付します。負担金は振り込み(振込手数料は本人負担)となります。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

申込方法 申込書を互助会へ提出。(FAX 245-8337でも受け付けます。)

※FAX送信後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。また、最終日は回線が混み合いますので、早めの送信をお願いします。



(キリトリ)

プロバスケットボール観戦申込書 (11月15日 17:00必着)

職員番号 _____ 所属名 _____

氏名 _____ 所属TEL _____

職員番号	氏名(カタカナで記入)	続柄

注意事項

- ① グループで申し込まれる場合、代表者の職員番号・所属名・氏名・所属TELを記入の上、**参加者全員**の職員番号・氏名を記入してください。御家族で申し込まれる場合、職員の職員番号・所属名・氏名・所属TELを記入の上、**参加者全員**の氏名と続柄を記入してください。
※申込者が参加される場合、**必ず再度記入**してください。
 - ※ただし、小学生未満の会員家族(未就学児)が参加される場合、同伴する大人の膝上であれば大人1名につき1名チケットなしで観戦できますが、**席を必要とされる場合は記入**してください。
 - ② *は、希望するものを1つ〇で囲んでください。
 - ③ 枚数と合計負担金額を記入してください。
 - ④ 11名以上のグループで申し込まれる場合は抽選申込書をコピーして使用してください。
 - ⑤ 記入内容に不備等がある場合、抽選対象外とします。
 - ⑥ プロバスケットボール観戦は、年度内1回とします。
 - ⑦ グループで申し込まれる場合、グループ内に既当選者が含まれていると、グループ全員が失格となります。
 - ⑧ チケットの郵送を希望される方は郵送希望欄にチェックしてください。
 - ⑨ 申込期限後の受け取り方法の変更はできません。
 - ⑩ 指定席(1階席ベンチ向かいサイド)のホーム・アウェイの選択をすることはできません。
- ※互助会会員及びその家族(配偶者・子・父母・祖父母・孫・兄弟姉妹)が対象者です。なお、**配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外です。**

* 試合No. 1 (1月10日) 2 (1月11日)

枚数&合計負担金額 @1,500円× 枚= _____ 円

今回のプロバスケットボールの申込はWeb対応していません。
この申込書を互助会へ提出してください。

チケットの郵送を希望します。(所属に郵送)

FAXで申し込む場合、申込書を切り取らずに送信してください。



広島交響楽団定期演奏会 ～プレミアム定期～

募集内容

第447回広島交響楽団定期演奏会

【日時】令和7年1月31日(金) 18:45開演

【会場】広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)

【募集人数】48人

【負担金】S席 3,500円 A席 3,000円 B席 2,500円

※当選者には11月22日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。



【指揮】レナード・スラットキン 【ピアノ】小菅 優

【曲目】スラットキン：シューベルトィアーデ

オーケストラル・ファンタジー (広響委嘱・世界初演)

シューベルト：ピアノと管弦楽のための「さすらい人幻想曲」(リスト編曲)

マーラー：交響曲第1番ニ長調「巨人」

マーラーに大きな影響を及ぼしたシューベルト。この二人を並べた選曲は定番と言えますが、そこに作曲家のスラットキンが参戦、シューベルトの未完成交響曲に触発されて新作〈シューベルトィアーデ〉を自身の指揮で世界初演します。最後はスラットキンの「巨人」が観客を大いに沸かせること間違いなしです。



指揮：レナード・スラットキン
©Niko Rodamel

申込期限 11月14日(木) 23:59まで

演劇等鑑賞会 音楽の花束～広響名曲コンサート〈冬〉～

募集内容

【日時】令和7年1月25日(土) 15:00開演

【会場】広島国際会議場フェニックスホール

【募集人数】30人

【負担金】S席 1,900円 A席 1,500円

※当選者には11月22日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

【指揮】ジョン・アクセルロッド

【チェロ】佐藤 晴真 【ヴァイオリン】小林 美樹

【管弦楽】広島交響楽団

【曲目】ブルッフ：「コル・ニドライ」作品47

ブラームス：ヴァイオリンとチェロのための二重協奏曲 イ短調作品102

ブラームス：交響曲第4番ホ短調作品98

〈冬〉のシリーズでは、近年日本での活躍目覚ましいジョン・アクセルロッドが広響を初めて指揮し、ブルッフとブラームス、同じ国の同時代を生きる円熟期の代表作を披露。特にブラームスの最高傑作と言える交響曲第4番を個性派揃いの広響を、決められた台詞とストーリーの中でどう演じるかが聴きどころになる。そして、若手のチェリストの筆頭で広響とは二度目の協演の佐藤晴真がブルッフとブラームスの両コンチェルトで主役を演じる。ブラームスの二重協奏曲ではもう一人の主役、小林美樹との競演も聞き逃せません。



チェロ/佐藤 晴真 ©Seichi Saito

申込期限 11月14日(木) 23:59まで

参加希望の方は互助会Webサイトから

申込方法

互助会Webサイト <https://hgojokai.or.jp> 内の専用フォーム

申込受付：11月1日(金)から

※専用フォームからの申込後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。

対象者

互助会会員及びその家族（配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）

※配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外

チケットの受け取り方法

当選通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、チケットと引き換えてください。

なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付し、負担金は振り込み（振込手数料は本人負担）となります。

総合文化祭開催

11月9日(土)～15日(金)
鷹野橋職員会館ほか

互助会

☎内81-2353
☎504-2063

作品展示会

絵画・写真・書・手工芸・生花など。

11月10日(日)～11月15日(金)

午前9時～午後8時30分（最終日は午後5時まで）

鷹野橋職員会館 2階体育ホール

※パンフレットの掲載は締め切りましたが、作品展示は受け付けています。

サークル合同発表会

弦楽器、合唱部の各サークルによる合同発表会を行います。

お誘い合わせのうえ、多数ご来場ください。

11月13日(水) 午後6時15分～7時05分

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）
5階研修室

囲碁大会

11月9日(土) 午前10時～

鷹野橋職員会館 3階ミーティングルーム

対局方法 Aリーグ（原則三段以上）、Bリーグ（原則二段以下）



賞品 各リーグとも1位～3位までの入賞者に記念品。

申込 10月31日(木)までに小河（中区生活課☎89-672）又は北崎（財政局徴収企画課☎89-709）まで申し込んでください。

健康増進・リフレッシュ補助券

「人間ドック実施医療機関」でも利用できます！

令和6年度から「健康増進・リフレッシュ補助券」の利用対象施設に、人間ドック実施医療機関の「メディックス広島健診センター」、「メディックス広島エキキタ健診センター」および「JA広島総合病院」を追加しました。これにより次の24施設でご利用いただけます。

種別	施設名	所在地	利用ルール
人間ドック	中電病院	中区大手町3-4-27	 <p>①年度内一度の受診に限り2枚まで（最大1,000円）利用可（節目健診などで自己負担がない場合は利用不可）</p> <p>②本人利用に限ります。（被扶養者などは利用不可）</p> <p>③事業主、職員共済組合又は公立学校共済組合が実施する「人間ドック」に限ります。（「脳ドック」や「婦人科検診」、「オプション検査」などは利用不可）</p> <p>④補助券の利用（支払い）は、人間ドック受診当日に限ります。</p> <p>※JA広島総合病院については、受診当日の受付時に健康管理センターへ補助券を提出してください。また、ほかにも受付時に補助券を提出しないと利用できない施設があります。必ず事前にご確認ください。</p> 
	広島中央健診所	中区八丁堀10-10	
	広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター	中区千田町3-8-6	
	広島生活習慣病・がん健診センター	中区幟町13-4 広島マツダビル4・5階	
	医療法人 グランドタワーメディカルコート	中区上八丁堀4-1 アーバンビューグランドタワー4階	
	東部健診センター	安芸区船越南3-24-27	
	マツダ病院	安芸郡府中町青崎南2-15	
	メディックス広島健診センター	中区大手町1-5-17	
	JA広島総合病院	廿日市市地御前1-3-3	
	総合健診センター (公益財団法人広島県地域保健医療推進機構)	南区皆実町1-6-29	
	広島市立北部医療センター 安佐市民病院	安佐北区亀山南1-2-1	
	健康倶楽部	中区大手町3-7-5	
	広島県環境保健協会	中区広瀬北町9-1	
	アルパーク検診クリニック	西区草津新町2-26-1	
	長崎病院ヘルスケアセンター	西区横川新町3-11	
	西広島リハビリテーション病院	佐伯区三宅6-265	
	メディックス広島エキキタ健診センター	東区二葉の里3-5-7 グラノード広島2階	
	国家公務員共済組合連合会 吉島病院	中区吉島東3-2-33	
	JR広島病院	東区二葉の里3-1-36	
	広島赤十字・原爆病院	中区千田町1-9-6	
	市立三次中央病院	三次市東酒屋町10531	
	東広島記念病院	東広島市西条町吉行2214	
	広島生活習慣病・がん健診センター大野	廿日市市大野早時3406-5	
	村上記念病院	尾道市新浜1-14-26	

ご利用方法

ご利用は「人間ドック」「会員本人」に限ります。必要事項を記載した「健康増進・リフレッシュ補助券」と「会員証」、「身分証明書」、「健康保険証」、「運転免許証」、「マイナンバーカード」のいずれかを持参の上、人間ドック受診当日に各施設にご提出ください。（人間ドック受診に関しての必要書類は別途ご確認ください。）

「健康増進・リフレッシュ補助券」利用に当たってご注意ください！

よろしくお願ひします



「健康増進・リフレッシュ補助券」を、**利用対象外の施設で提示されるケースを複数確認しております。**利用可能な施設及び利用ルールは、「令和6年度版利用ガイド」に記載しておりますので、**必ず利用前にご確認をお願いします。**利用対象外施設での提示や利用は、トラブルとなる可能性がありますのでご注意ください。

年末調整のための 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」 の送付

職員共済組合

☎内81-2361
☎504-2061

1 住宅の取得等により、令和5年以前に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和5年以前に入居し定められた要件に該当する方は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

なお、既に住宅借入金等特別控除を受け、最初の年に職員共済組合へ「交付願」を提出している方には、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を10月に送付しましたので年末調整にご使用ください。まだこの証明書が届いていない場合は、職員共済組合までご連絡ください。

2 住宅の取得等により、令和6年中に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和6年中に入居し定められた要件に該当する方は、税務署で確定申告をすることにより、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この確定申告に必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は令和7年1月下旬から発行します。詳しくは「厚生だより令和7年1月1日号」に掲載します。

職員共済組合組合会議員の改選 について

職員共済組合

☎内81-2361
☎504-2061

組合会議員の任期満了（11月30日）に伴い、互選議員の選挙を行います。

この選挙は、まず選挙区ごとに組合員の中から代議員を選挙し、当選した代議員の中から更に互選議員を選挙する方法により行います。選挙の日程等は、次のとおりです。

1 代議員数等

選挙区		代議員数 (200人に1人)	互選議員数
第1区	一般部局（下記以外）	65人	7人
第2区	消防局	7人	1人
第3区	水道局及び広島市立病院機構	23人	2人

※ 上記代議員数は、10月1日現在です。

※ 代議員数は、選挙の公告のあった日における各選挙区の組合員数を200で除して確定します。

2 選挙日程等

(1) 選挙の公告 11月1日(金)

(2) 代議員候補の届出 11月8日(金) 午後5時締切

※ 立候補予定者は、選挙長（職員共済組合事務局長）に所定の用紙（職員共済組合事務局に用意しています。）で届け出てください。（推薦可）

※ 代議員の候補者が定数以内のときは当該候補者をもって当選人とし、(3)の代議員選挙は行いません。

(3) 代議員の選挙 11月20日(水)

(4) 互選議員の選挙 11月27日(水)

※ 各選挙区ごとに、代議員が自らの選挙区の互選議員を選挙します。

※ 互選議員の任期は2年間です。

積立年金保険制度 退職時の取扱い

互助会

☎内81-2353
☎504-2063

退職時における積立年金保険制度の取扱いは
以下のとおりの流れとなります。

11月上旬

●退職者福利厚生制度説明会（Web開催）

今後の手続に関する概要について、「退職される皆さんへ」の冊子に掲載し、配付しています。

12月上旬頃

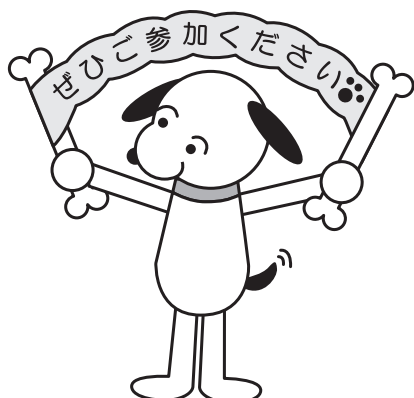
●個別相談会日程の通知と予約の開始

希望の日時を伺いまして、日程調整の上、予約時間を折り返し連絡（1月中旬頃）します。

1月下旬～2月
月上旬を予定

●個別相談会の開催

個別相談会によるコンサルティングを行います。
相談時間として一人につき1時間を割り当てしています。
（場所：鷹野橋職員会館）



その場でお手続することも可能です。

一旦お持ち帰りになり、検討いただいた上で後日お手続することも可能です。

3月上旬

●手続の完了

ご退職前に手続が完了しますので安心です。



令和5年度（保険期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日）の配当金は、令和6年10月18日（金）に個人口座にお振込みいたしました。

職員互助会グループ保険・総合医療保険は、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間で商品別に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。*1*4

お支払いの実績 *2

保険期間（1年間）
令和5年8月1日～令和6年7月31日

〔職員互助会
グループ保険〕

6件

約1,706万円

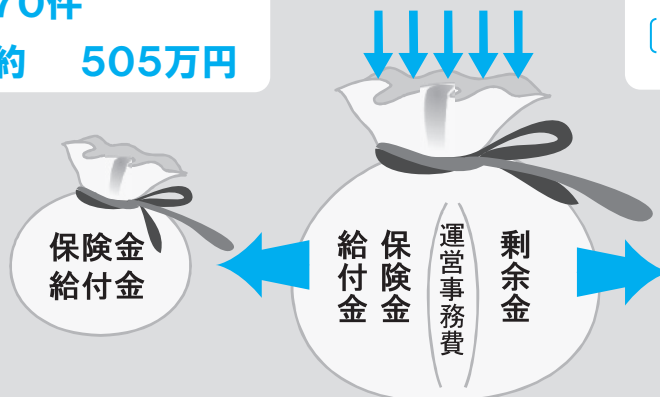
〔総合医療保険〕

70件

約 505万円

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。

1年間に集まった
保険料



配当還元率 *3

【年間払込保険料に対する配当金の割合】

保険期間（1年間）
令和5年8月1日～令和6年7月31日

〔職員互助会
グループ保険〕

約28.6%

〔総合医療保険〕

約19.6%

- *1 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- *2 記載の保険期間の制度に基づくものであり、現在の制度と異なる場合があります。
- *3 記載の保険期間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
- *4 同時募集の3大疾病保障保険は、配当金の取扱いはありません。

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険に関する専用のメールアドレスをご用意しました。（お問合せの際は匿名でもかまいません）

『保険のことは聞きづらいけど、ちょっと聞いてみたいな』

という方はお気軽にEメールでお問合せください。専任の担当者をご相談にお応えします。

【✉️ 専用メールアドレス】 nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社（日本生命保険相互会社）の互助会制度専用メールアドレスです。

当資料は、制度の内容がすべて記載されているものではありません。
あくまで参考情報としてご活用ください。
ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

一般財団法人 広島市職員互助会

日本一団-2024-454-11236-T(R6.8.16)
日本一医-2024-454-11237-T(R6.8.16)
日本一団-2024-454-11238-T(R6.8.16)

職員共済組合で貸付を行っています

職員共済組合

☎内81-2361

☎504-2061

職員共済組合では、職員共済組合員の臨時の支出に対する貸付を行っています。職員共済組合の貸付は、借入時の連帯保証人・保証料・抵当権設定が不要であり、返済時の繰上償還手数料も不要です。

詳しくは職員共済組合へお問い合わせいただくか、庁内WEB及び全庁資料室に掲載している「職員共済組合ハンドブック」をご覧ください。

貸付の概要

種 別		対 象	限 度 額	償 還 回 数	貸付利率 (変動利率) 令和6年11月1日現在
普通	自動車貸付	自己の用に供する自動車購入	200万円	120回以内	1.26%
	出産貸付	組合員又はその被扶養者の出産	20万円		
特別	医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険のきかない医療	100万円	120回以内	1.26%
	入学貸付	組合員又はその被扶養者等の入学（高校以上）	200万円 (高校は30万円)		
	結婚貸付	組合員又はその被扶養者等の婚姻	200万円		
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子又は父母等の葬祭	200万円		
	修学貸付	組合員又はその被扶養者等の修学（高校以上）	1か月につき15万円 (年度単位、修業年限以内)	150回以内	
住宅	新築、増改築、修理、購入、敷地の購入	組合員が居住する住宅の取得、又は改修等（ただし組合員期間1年以上）	1,800万円	360回以内	1.26%
	在宅介護対応住宅加算	要介護者に配慮した構造を有する住宅を取得する際に住宅貸付額に加算	300万円		1.00%
災害	災害家財貸付	組合員の家財に係る災害等による損害	200万円	360回以内	0.93%
	災害住宅貸付	組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,800万円		
	災害再貸付	住宅又は災害住宅貸付を受けている組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,900万円		

貸付金交付後の事後手続

職員共済組合

☎内 81-2361
☎504-2061

職員共済組合から住宅資金等の借入れをされた方は、必ず期限内に事後確認のための書類を次のとおり提出してください。

貸付区分	提出書類（○印をしたもの）						提出期限
	完了届 （決定時に 送付済）	土地の登 記事項証 明書 *1	建物の登 記事項証 明書 *1	住民票 *2	領収書 （写）	竣工検査 済証（写）	
新築	○		○	○	○		貸付金 交付後 6か月以内
増改築	建築確認が必要なもの	○			○	○	
	建築確認が不要なもの	○			○		
修理	○				○		
土地の購入	○	○					
土地付住宅の購入	○	○	○	○			
自動車購入	○	借受人名義の自動車検査証（写）及び 自動車検査証記録事項（写）					交付後 2か月以内
結婚貸付	婚姻を証する書類（戸籍謄本等）						婚姻後 1か月以内
入学・修学貸付	入学後又は進級年度の在学証明書（写）						入学後又は交付 後1か月以内

* 1 提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

* 2 個人番号（マイナンバー）の記載のないもので、提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

〈住宅貸付を受けておられる方の注意事項〉

- 土地を購入するため貸付を受けた方は、貸付の時から5年以内に住宅の建築に着手しなければなりません。住宅を建築されたときは、直ちに住宅建築完了届及び建物の登記事項証明書、住民票を提出してください。
- 住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完了するまで当該貸付に係る不動産を他の者に貸付けたり、譲渡したりすることはできません。
- 申請住所と現住所が異なるなど、貸付条件に違反する場合は即時償還となりますのでご注意ください。

1 遺族厚生年金の支給要件について

遺族厚生年金は、組合員（被保険者）または組合員（被保険者）であった方が、次の①～④のいずれかに該当して死亡した場合、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

なお、遺族厚生年金の支給を受ける方が子のある配偶者または子の場合には、原則として遺族基礎年金も支給されます。

【短期要件】

- ① 組合員（被保険者）が在職中に死亡したとき
- ② 組合員（被保険者）であった者が退職後に、組合員（被保険者）であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害厚生（共済）年金または障害年金の受給権者（障害等級が1級または2級である場合に限りま

※ ただし、①及び②の場合、死亡したものについて保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が国民年金加入期間（注）の3分の2以上ある必要があります。

（注）国民年金、厚生年金保険に加入している期間のうち、保険料納付期間（保険料免除期間を含む。）

【長期要件】

- ④ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした人が死亡したとき

※ 受給者も受給前の方も保険料納付期間（免除、合算対象期間を含む）が25年以上である必要があります。

〈短期要件と長期要件の特徴〉

	短期要件	長期要件
年金の支払	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の期間（民間企業に勤務していた期間など）を有している場合、職員共済組合がまとめて支払います。	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の被保険者期間を有している場合、それぞれの実施機関が支払います。
算定基礎期間	組合員（被保険者）期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の算定期間を25年として計算します。	遺族厚生年金の算定期間を実際に加入した組合員（被保険者）期間で計算します。
給付乗率	定率によります。	死亡した方の生年月日に応じた経過措置があります。

（注）死亡した方が、支給要件の①、②、③（短期要件）のいずれかに該当し、かつ④（長期要件）にも該当するときは、申し出により、年金額が高い方の計算方法で決定します。

2 遺族の範囲について

- ① 配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限りま
- ② 父母（55歳以上に限りま
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限りま
- ④ 祖父母（55歳以上に限りま

（注1）死亡した方の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合には、その子は、死亡した方の死亡の当時その方によって生計を維持していたものとみなされます。

（注2）配偶者については、届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

（注3）同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給することとされています。また、遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません（例えば、死亡した方の配偶者と子に受給権がある場合、死亡した方の父母、孫および祖父母は受給権を得られません。）。

（注4）孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎81-2374・2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員（労働者）は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

人間ドック受診機関に職員定期健康診断個人票を提出しなかった場合は、人間ドックを受診しているにもかかわらず未受診者の扱いとなります。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

（受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。）

なお、対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。それ以外の方は、各事業主の庶務担当にお問い合わせください。

【職員定期健康診断個人票（ピンク色）】

健診結果を判定する際の参考とさせていただきますので、治療中・経過観察中の疾病がある人は、必ず該当する番号を記入してください。

定期健康診断の再検査を受けましょう

福利課

☎81-2374・2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診していただくようお願いいたします（受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください）。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師（内線2374・2375）がお受けしますのご利用ください。

【本庁舎】16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00-11:30 13:30-15:00

※保健室が休診の場合は、再検査できません。休診は、事前に庁内LAN掲示板等で確認できます。

【巡回会場】（11月）

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます（クーポン券持参）

実施日	再検査場所・受付時間	
22日（金）	東区役所（5階講堂） 8：45～10：15	
13日（水）	佐伯区役所（6階603会議室） 11：00～12：30	南区役所（4階4-1会議室） 14：30～16：00
14日（木）	安佐北環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00	安佐北区役所（3階入札室） 14：30～16：00
8日（金）	安佐南環境事業所（2階協議室） 11：30～13：00	安佐南区役所（3階第4会議室） 14：30～16：00
5日（火）	【注】下水道局管理部（4階会議室4） 8：45～10：15	西環境事業所（1階医務室） 11：30～13：00
21日（木）	西区役所（4階研修室） 8：45～10：15	中環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00
26日（火）	安芸区役所（5階講堂） 8：45～10：15	安芸環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00

【注】下水道局管理部庁舎移転のため、再検査会場が変更になりました。移転後の庁舎…中区南千田東町6-13

- 再検査会場での受診が困難な場合は、医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。（検査にかかる費用は自己負担となります。）
- 医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された再検査個人票に結果を添付又は記入し、福利課へご提出ください。
- 対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。



マイナ保険証について

職員共済組合

☎内81-2372

☎504-2062

組合員証・被扶養者証の新規・再交付の終了について

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、現在の健康保険証（組合員証・被扶養者証）は令和6年12月2日をもって新規交付及び再交付を終了します。

なお、すでに発行済みの組合員証・被扶養者証については、経過措置として令和7年12月1日まで、従来どおり使用できます。

資格取得者には「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付

令和6年12月2日以降に、資格を取得した方は、自身の被保険者資格等を把握できるよう、氏名、被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、資格取得年月日等を記載した「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付します。

お手元に届きましたら内容を確認し、大切に保管してください。

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータル画面の資格情報画面でも資格情報を把握することができます。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードは
右の二次元バーコードを読み込んでください。



マイナ保険証の利用登録をされていない場合などは「資格確認書」を交付

令和6年12月2日以降に資格を取得した方のうち、マイナ保険証の利用登録をされていない方などに対しては、「資格確認書」を交付します。

組合員証・被扶養者証をすでにお持ちの方には、経過措置の終了前に交付予定としています。

マイナ保険証の利用登録について

健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからも行うことができます。

利用申込はカンタン！

事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは 🔍

マイナポータル



ちなみに・・・
マイナンバーカードをお持ちでない方で、申請を検討している方は次ページをご覧ください！！



マイナンバーカードの新規申請 について

企画総務局区政課

☎内81-2289

☎504-2888

1 マイナンバーカードの新規申請は、オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）や郵便による申請（手書きの申請書から）、まちなかの証明写真機からご自分で申請が可能です。詳しくは右の二次元バーコードにて御確認ください。



2 申請書の書き方の説明や、申請に必要な顔写真の無料撮影など、マイナンバーカードの申請に必要な申請書をお手伝いする窓口を設置しています。詳しくは次の二次元バーコードにて御確認ください。
※広島市外に住民票のある方の場合、手書の申請書に記入のうえ、住民票のある自治体まで郵送することとなり、マイナンバーカードの交付も同自治体での対応となります。また、(1)～(3)は一人で利用可能ですが、(4)は広島市内に住民票のある方と合同での利用に限ります。

(1) マイナンバーカード交付申請受付窓口【予約不要】

場所：各区役所及び祇園・高陽出張所

日時：8時30分～17時15分（平日）



(2) 13郵便局での申請サポート【予約不要】

場所：広島市内の13郵便局（戸山、西風新都、鈴張、広島久地、日浦、小河内、三入、志屋、狩留家、井原、瀬野川、砂谷、上水内）

日時：9時～17時までの窓口営業時間内（平日）



(3) マイナンバーカード出張申請サポート【予約不要】

場所：広島市内の商業施設・公民館等（毎週会場が変わります。）

日時：10時～17時（原則、土日祝日）



(4) マイナンバーカード出張申請受付【予約制（0120-239-651）】

場所：広島市内のご希望の場所

日時：10時～、12時30分～、14時15分～（平日）

※おおむね5名以上の団体（外出が困難な方はお一人でもOK）



給付金等の振込先口座（登録済口座）をご確認ください【お願い】

互助会

☎内81-2356

☎504-2063

給付金等の振込先として届出いただいた口座へ給付金等を振り込む際、振込不能となるケースが発生しています。

振込不能になると、振込先口座の確認事務等が生じ、振込資金の引上げに手数料がかかるほか、再振込の振込手数料がかかります。（互助会や共済組合の負担が増えています。）

届出いただいた口座に変更が生じた場合や、既に口座を解約されている場合などは、速やかに口座登録（変更届）の提出をお願いします。

《振込不能の理由と事例》

※ 該当する口座なし → 既に口座が解約されている、金融機関や店舗の統廃合があった

ニコニコ（2525）過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

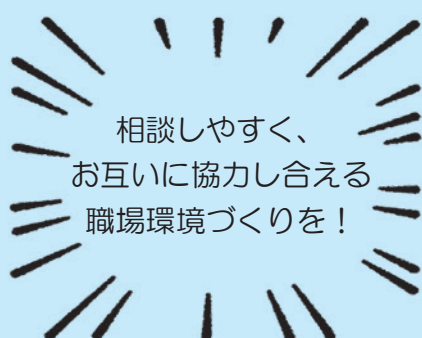
福利課

☎01-2365・2367・2374・2375
☎504-2062

毎月25日はメンタルヘルス推進日です。庁内LAN掲示板等を通じてメンタルヘルス向上のワンポイントアドバイスや各種相談窓口等（18ページに掲載）の情報発信を行っています。ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。

コラム

😊 みんなでつくる、いきいき職場 😊



相談しやすく、
お互いに協力し合える
職場環境づくりを！

『職場環境づくり』という言葉、聞いたことありますか？

職場に共通した、ちょっとした不便さや困りごとについて、職場のみんなで意見を出し合い、すぐに改善できることに取り組むことで働きやすい職場をつくっていくことが『職場環境づくり』です。

メンタル不調を未然に防ぐため、安心、安全に働き続けることができるよう、みんなで働きやすいいきいきとした職場環境にしていきたいと思います。

↓↓ 職場環境づくりの第一歩は、例えば、こんなこと ↓↓

ミーティング・情報の共有

- ・業務のローテーション
- ・提出期限の明示
- ・外出先の表示 など

ON(仕事)/OFF(休み)のバランス

- ・交代勤務時の休憩
- ・職員間の連絡を徹底
- ・ノー残業デー など

仕事のしやすさ

- ・文書整理のルール決め
- ・保管庫、倉庫の整理
- ・書類の整理整頓 など

執務室内環境の整備

- ・ゴミ箱を新調
- ・空き部屋の活用
- ・カフェスペースの設置 など

職場内の相互支援

- ・ペア制業務の導入
- ・朝礼の見直し
- ・情報の回覧 など

安心できる職場の仕組み

- ・緊急時の手順書作成
- ・応援体制づくり
- ・健康に関する理解を深める など

メリットを
ご紹介！



取組職場の声

（職場環境改善事例集VOL.2 ～働きやすい職場づくりのために～より）

係会をはじめたことで、係内の仕事がみんなで共有でき、話しやすくなりました。
休みを取りやすい雰囲気になりました。

書類の整理整頓についてアイデアを出し合ううちに、自分の意見を言いやすくなり、職場の仲間のひとりとして実感できました。

今年も
開催します！

「職場環境づくり」に悩まれている方
必見！！

もっとみんなが
働きやすい
職場にしたい！

何から
とりかかれば
いい？

職場環境改善取組研修のご案内

～ヘルプが出しやすい職場環境づくり～

誰に相談
すればいい？

【日 時】①令和6年11月27日（水） 13：30～15：30
②令和6年11月28日（木） 13：30～15：30

【場 所】市役所本庁舎2階講堂

【対象者】所属長など

【内 容】自職場の職場環境の強みと改善点を知り、
日々の職場環境づくりのヒントを学ぶ

【講 師】株式会社C's PORT 森田 由美子 先生

【定 員】各回 先着60人

今年度も先着5職場に
外部の専門スタッフによ
る職場環境改善の取組支
援を行います。

具体的には、職場の訪問
やワークショップの開催、
提案書の作成などを実施し
ます。

ご希望の職場の方は、
ご連絡下さい。

※参加を希望する方は、福利課までご連絡ください。
※①②とも内容は同じです。

安くていいお葬式をしませんか？

「小さなお葬式」は、お葬式からお墓のことまで、**適正価格で提供する葬儀ブランド**です。
お客様に安心していただける**最適プラン**を、**明瞭価格**でご提供いたします。

3つの
特徴

安心・明瞭
のセットプラン

全国**4,000**ヶ所^{※1}
の提携式場

葬儀受注件数
7年
連続**No.1**^{※2}

※1 2024年4月 自社調べ ※2 2017～2023年 葬儀受注件数に関する調査（TPCマーケティングリサーチ調べ、仲介や再委託による施行を含む件数）

規模1～10名程度
式をせず少人数で
小さな火葬式

特別価格 **174,900**円^{税込}
一般価格229,900円(税込) 火葬料金別

規模5名程度～
告別式のみを1日で
小さな一日葬

特別価格 **323,400**円^{税込}
一般価格383,900円(税込) 火葬料金別

規模10名程度～
通夜・告別式を少人数で
小さな家族葬

特別価格 **427,900**円^{税込}
一般価格493,900円(税込) 火葬料金別

規模30名以上
一般的な葬儀を低価格で
小さな一般葬

特別価格 **625,900**円^{税込}
一般価格713,900円(税込) 火葬料金別

※一部地域やご希望の日程・葬儀場により別途費用が掛かる場合があります ※葬儀プランの価格は2024年8月時点の価格であり、それ以降にプラン価格が改定される可能性があります。



資料請求でもれなく

「喪主が必ず読む本」プレゼント！

「喪主が必ず読む本」とは

突然、喪主になってしまったら困らないよう、
パッと見てすぐわかるよう解説したハンドブックです。

小さなお葬式

小さなお葬式 🔍 検索
<https://www.osohshiki.jp/>

株式会社ユニクエスト 大阪府大阪市西区靱本町1-6-3

お電話時に「広島市職員互助会」の会員・そのご家族であることをお伝えください。

無料資料請求やプラン内容の詳細・お申込みについては下記までお電話ください

0120-968-297

通話料
無料

24時間
365日

乗り換えを検討している皆様へ



車は人生の一部だから。

～ 幸せな記憶はそのままに～
「大切な愛車」はJCMが繋ぎます

ご成約特典として

W 特典キャンペーン

※上記期間内に売買契約を締結した方が対象となります。

2024 11/1 ▶ 2024 12/31

売買契約締結で商品券 **10,000円分**
ANA/JALのマイルに変更も可能

グルメカタログギフト **5,000円分**

※商品券は買取金額5万円未満の場合は対象外となります。
※カタログギフトは買取金額10万円未満の場合は対象外となります。
※カタログギフトの発送はお車のお引き取り月の翌月となります。

乗り換えるなら、 JCMのあんしん買取。

長い年月、人生を共に過ごした愛車を手放すのは寂しいものです。
創業1984年の実績をもつ、JCMなら納得のいく査定価格と親身な対応。安心してお任せください。

創業 **1984年**

過度な営業は
一切行いません!

1,700社と提携

全国無料
出張査定

JCMは、都市銀行・生損保・社団法人などが設立した唯一の自動車流通商社です。



0120-322-755

[受付時間]
9:30～17:30(月～土)
※日・祝休み

1分で出来る!

Webでのお申し込みはこちらから



KK00032262

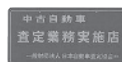
JCM

株式会社JCM クルマ買取サービス ■当社は皆様の愛車をオークション・業販などを通じて業界に供給する会社です。

広島支店

〒730-0037 広島市中区
中町8-12 広島グリーンビル4F

札幌支店 / 仙台支店 / さいたま支店 / 東京本社 /
名古屋支店 / 大阪支店 / 広島支店 / 福岡支店 /
四国エリアオフィス



〈プライバシーは守られます〉

笑顔でヘルシーダイヤル 共 市 (電話健康相談)

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮 市 についての相談

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線2397)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課服務監理担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線2370

【男性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は内線2310

健康相談室 共 市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などどなたからの相談でも結構です。必要に応じ、カウンセラーによる面談を実施します。

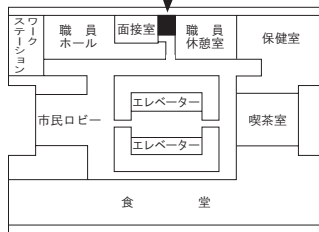
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

(相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。

まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線2378

504-2681(直通)又は内線2376

504-2682(直通)又は内線2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線2365・2374・2375

【電子メールアドレス(相談受付)】

kenkosodan@city.hiroshima.lg.jp

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*④…広島市職員共済組合員が利用できます

*⑤…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

相談者が希望すれば、カウンセラーが本市に相談内容を情報提供し、本市のハラスメント対応(調査等)につなぐことができます。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時(1回50分)

(土日祝日も含む毎日)

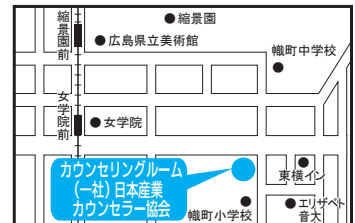
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

(一社)日本産業カウンセラー協会



仕事と家庭生活の両立 市 支援相談窓口

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前9時15分～午後4時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝わることはありません。(秘密厳守)

互助会 招待事業 今後の募集予定

プロバスケットボール

募集時期	開催日	ティップオフ	対戦カード	募集人数	負担金
厚生だより 1月号	3月5日(水)	未定	琉球ゴールデンキングス	各61人	1枚につき1,500円
	3月22日(土)	未定	仙台89ERS		
	3月23日(日)	未定			

演劇等鑑賞会

募集時期	日時・場所	内容	募集人員	負担金
厚生だより 12月号	令和7年2月上旬予定 ①14:00開演 ②18:00開演 JMSアステールプラザ 中ホール	狂言鑑賞会 万作の会による狂言の上演	各35人	S席 2,000円 A席 1,600円

広響定期演奏会

募集時期	日時・場所	内容	募集人員	負担金
厚生だより 12月号	令和7年2月15日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第448回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】クリスティアン・アルミンク 【コントラバス】エディクソン・ルイス 【曲目】バーンスタイン:「オン・ザ・タウン」より3つのダンス・エピソード トウビン(生誕120周年):コントラバス協奏曲 ドヴォルザーク:交響曲第9番ホ短調作品95B.178「新世界より」	38人	S席 2,900円 A席 2,600円
厚生だより 1月号	令和7年3月8日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第449回広島交響楽団定期演奏会 【指揮・ピアノ】ウェイン・マーシャル 【曲目】ガーシュウィン:「ストライク・アップ・ザ・バンド」序曲 ラブソディ・イン・ブルー キューバ序曲 セカンド・ラブソディ(オリジナル版) 交響的絵画「ポーギーとベス」(ベネット編曲)	38人	B席 2,300円

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 Ⓜ11月分普通・特別貸付 申込締切	6	7	8 Ⓜ各種給付金締切 Ⓜ10月分各種給付金支払	9
10	11 Ⓜ貸付金繰上償還申込締切	12	13	14 Ⓜ広響定期演奏会抽選申 込締切 Ⓜ演劇等鑑賞会抽選申 込締切	15 Ⓜプロバスケットボール 観戦抽選申込締切 Ⓜ財形貯蓄11月分払戻請 求締切	16
17	18	19	20 Ⓜ11月分育児・介護休業 手当金請求締切 Ⓜ12月分住宅貸付申込締 切	21	22	23
24	25 Ⓜ12月分産前産後休業掛 金免除申出締切 Ⓜ10月分育児・介護休業 手当金支払日 Ⓜ貸付金繰上償還振込期 限	26	27	28	29 Ⓜ財形支払 Ⓜ11月分普通・特別貸付 締切 Ⓜ10月分住宅貸付日	30

Ⓜ 互助会 Ⓜ 職員共済組合 Ⓜ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合		「厚生だより」の配付部数の変更	
ダイヤルイン 504-2063(福利係)		ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2361・2362			
給付 (本庁内線2358)	締切 支払 20日 翌月20日	普通貸付 特別貸付	締切 貸付 5日 末日	配付部数に変更の必要が生じた場合、下記により 文書メール又はeメールでご連絡ください。 (注) 電話連絡はできるだけ避けてください。	
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 (加入日は翌月1日) 随時	住宅貸付	締切 貸付 20日 翌月末日	(文書メール) 「①所属」「②担当者名」「③連絡先電話番号」 「④変更前部数」「⑤変更後部数」「⑥不足分の 送付希望月」を記載した用紙を下記の連絡先 に送付してください。	
		貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 振込 10日まで 23日まで 一部返済(1万円単位) 住宅貸付 50万円以上 普通・特別貸付 30万円以上	(eメール) 前記①～⑥の内容を、 fukuri@city.hiroshima.lg.jp 宛てに 送信してください。	
		育児・介護 休業手当金	締切 支払 20日 翌月25日	(連絡先)「職員互助会・厚生だより」担当 082-504-2060 (内線81-2357)	
		ダイヤルイン 504-2062(保健医療係)			
		各種給付金 (本庁内線2371～2373)	締切 支払 10日 翌月10日		
福利課					
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357					
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 支払 15日 末日				
財形積立 (中断・再開)	締切 翌月給与より 15日				

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続は、
[市立病院機構本部事務局経営管理課](mailto:fukuri@city.hiroshima.lg.jp) [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!